

■【あんしん建物検査・保証制度】非住宅 用途一覧表

- ・住宅と混同しやすい主な用途を記載しています。表に記載のない用途や複合的なものについては、弊社までお問い合わせください。
- ・対象建築物に住宅の用途※が含まれていないこと。もし含まれている場合は住宅瑕疵保険制度への申込みが必要です。
※人の居住の用に供する家屋または家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含みます。)

2025/11/10

グループ	用途 (※確認申請上の用途名称とは異なります)	根拠法令
障害者	福祉ホーム	障害者総合支援法 5条28項による『施設』
	身体障害者福祉ホーム等	障害者総合支援法附則23条2項（付則抄）による経過措置で『福祉ホーム』となる
	指定宿泊型自立訓練を行う 指定自立訓練（生活訓練）事業所	（参考） 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」
高齢者	小規模多機能型居宅介護	介護保険法 8条19項による「通所もしくは短期宿泊のための施設」
	短期入所生活介護	介護保険法 8条9項による『厚生労働省令で定める施設』におけるサービス
	短期入所療養介護	介護保険法 8条10項による『厚生労働省令で定める施設』におけるサービス
	老人デイサービスセンター	老人福祉法 5条の3による『老人福祉施設』
	老人短期入所施設（ショートステイ）	
	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	
	老人福祉センター	
	老人介護支援センター	
	有料老人ホーム（デイケア、デイサービス）	老人福祉法 29条1項による『施設』
	老人保健施設（老健）	老人保健法 6条4項による『施設』 （高齢者の医療の確保に関する法律 13条13項による経過措置）
	介護療養型老人保健施設（新型老健）	介護保険法 8条25項による『施設』
児童	母子生活支援施設	児童福祉法 7条1項の『児童福祉施設』
	児童厚生施設	
	児童養護施設	
	知的障害児施設	
	児童自立支援施設	
	児童家庭支援センター	
	保育所	
その他	更生保護施設	更生保護事業法 2条7項による『施設』
	生活困窮支援シェルター	生活困窮者自立支援法 3条6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業の『宿泊場所』
	自動車免許センターの宿泊施設	
	会社の保養施設	
	神社、寺院、教会	
	工場	
	倉庫	
	事務所	
	診療所	
	店舗（店舗併用住宅を除く）	